

図書検討会 設置要綱

第1条 市立函館病院（以下「病院」という。）における職員用図書室および患者図書室の円滑な運営に資するため、病院に図書検討会を設置する。

第2条 図書検討会（以下「検討会」という。）は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 職員用図書室および患者図書室の運営に関する事
- (2) 職員用図書室および患者図書室の蔵書構成に関する事
- (3) 医療文献検索ツールおよび電子ジャーナルに関する事
- (4) その他図書に関し必要な事項に関する事

第3条 検討会は、医局、看護部、医療技術部門、地域連携課、庶務課、図書室から若干名をもって構成する。

2 委員は病院長が指名する。

第4条 検討会に委員長1人を置く。

2 委員長は、病院長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

第5条 会議の開催は、年2回とする。

2 前項に定めるもののほか、委員長が必要と認めるときは、会議を開くことができる。

3 会議は、委員長が招集する。

第6条 事務局は庶務課に置くこととする。

第7条 検討会の運営に関しこの要綱に定めのない事項については、委員長が検討会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成17年12月1日から施行する。

平成19年9月4日改訂

令和7年1月29日改訂